

インドネシア・スハルト体制初期の大統領と暫定国民協議会

ます はら あや こ
増 原 綾 子

問題設定
スカルノ大統領の解任 大統領と暫定国民
協議会の力関係の変化
国策大綱の策定 新秩序諸勢力の分裂の始
まり
議会再編と1968年3月総会 暫定国民協議
会の無力化
おわりに

問題設定

1. 問題関心

インドネシア・スハルト体制期を扱った政治研究の中で、大統領と議会との権力闘争はそのテーマとはなっていない。この時期の議会は「強い大統領」に対する「弱い議会」として見なされ、両者の関係に焦点を当てて政治を分析することにはほとんど意味がないと考えられてきたからである。そして「強い大統領」が出現する理由として、1945年憲法（Undang-undang Dasar 1945）が大統領にさまざまな権限を付与し、同時に大統領の権限を制限するような規定を定めていなかったことが指摘されてきた。しかしながら、そもそも1945年憲法において国民協議会（Majelis Permusyawaratan Rakyat: MPR）^{注1}は、大統領を任命・解任できる国権の最高機関であると定められていた。憲法では、大統領は国民協議会に従属し、しかも国民協議会を解散する権限は持っていなかった。つまり、

憲法上は、国民協議会は大統領に優越していたのである。しかし現実の政治では、スカルノ時代とスハルト時代を通じて「強い大統領」と「弱い議会」が常態であった。

実は、この大統領と議会の関係の常態から見ると、スハルト体制初期にあたる1966年から1968年は例外的な時期であったといえる。スカルノ体制からスハルト体制への過渡期における暫定国民協議会（Majelis Permusyawaratan Rakjat Sementara: MPRS）は、スカルノ（Sukarno）からスハルト（Suharto）への権力の移譲を承認し、スカルノを大統領の地位から解任し、スハルトを大統領代行に任命したが、それらは国軍の圧力を受けずに、もしくは国軍との協議に基づいて行われた決定・措置であった。さらに暫定国民協議会は、国策大綱を策定し、定めた政策を実施するよう政府に求め、それが実施されているかを監視し、憲法が定める国権の最高機関としての役割を果たそうとしていた。しかし1968年2月を境に暫定国民協議会の自立性は急速に後退し、以後暫定国民協議会は政府によって完全にコントロールされた「弱い議会」となっていた。

本稿は、この政府と暫定国民協議会の関係の変化を探ることを目的としている。いったんは行政府に対して独立的になった暫定国民協議会がどのような経緯で政府と大統領に従属するこ

とになったのか。この時期に暫定国民協議会と大統領との間で起こった政治過程を分析することで、1945年憲法の法的・制度的側面とは異なる角度から^(注2)、この時期の大統領と議会の関係について一視角を提示したい。

2. 先行研究と資料

1966年から1968年までの移行期の政治過程を扱った研究には大統領/政府と議会の関係という視点からのものは少なく、むしろ政府と政党の関係という視点からのものが多い。その代表格がハロルド・クロウチ (Harold Crouch) の研究であり、彼は主にスハルト政権による政党工作に焦点を当てながら、スハルト政権が権威主義化していく過程を説明した [Crouch 1978, 245-272] ^{注3)}。政党工作の背景に国軍幹部の反政党感情があったことをクロウチやウィリアム・リドル (William Liddle) は指摘したが [Crouch 1978, 245-247; Liddle 1973, 182-186]、彼らは1966年に協調的だった政府と政党の関係が1968年以降急速に悪化していく変化の理由を十分に説明していない。1968年2月に政府が行った国会と国民協議会の大規模な再編 それはスハルト政権の議会工作の先駆けとなったが、なぜ、どのように行われるに至ったのか。スハルトの大統領就任を支持していたにもかかわらず、多くの議員が解任されたのはなぜなのか。また非政党系の議員も数多く解任されたのはなぜなのか。政党と政府との関係を見ているだけでは、このような問いに答えることはできない。

ハーバート・フィース (Herbert Feith) とモフタル・マスウド (Mochtar Mas'ud) の研究は、1966年から68年までの政府と議会との関係に注目した数少ない研究である [Feith 1968; Mas'ud

1989]。彼らは議会が政府に対して次第に自立的になっていく傾向を指摘したが^(注4)、この議会の自立化傾向が政府と議会との間で「新秩序」(Orde Baru) 体制の主導権をめぐる水面下での争いへと発展していったことには言及していない。彼らはジャカルタ憲章 (Piagam Jakarta) に関する文言の国策大綱への挿入や選挙法改正をめぐる政府と政党との対立については説明しているが [Feith 1968, 100; Mas'ud 1989, 160] ^{注5)}、政府、特に大統領との関係で最も問題となっていたのは、実はジャカルタ憲章や選挙法改正の問題ではなかった。これらの問題も確かに重要であったが、それ以上に大統領と暫定国民協議会との間で、両者の力関係を決めるような優位性と主導権をめぐる競争が生じていたのである。

1966年から68年にかけての時期は、スハルト体制が次第に確立していく時期であり、同時に「新秩序」を掲げる諸勢力の間で分裂が生じ、スハルト政権そのものが権威主義化していく時期でもあった。本稿は、このような新秩序諸勢力の分裂とスハルト政権の権威主義化の一断面を、大統領と暫定国民協議会の間で生じていた政治過程に焦点を当てながら説明する。スカルノの解任をめぐって暫定国民協議会の中では明らかに行政府に対する自立化志向が芽生えていった。それが政府との関係にどのような影響を与え、どのように政府の議会に対する態度を決めていったのかを、議事録や関係者の回想録・証言に基づいて説明していく。

このような理由から、本稿は暫定国民協議会に関する議事録を含む文書を資料として用いた。この文書は1960年から68年までの暫定国民協議会の活動を記録し、全体では120巻に及ぶもの

であるが^(注6)、72年に刊行された直後、政府によって発禁処分となり治安当局に没収されたという経緯があって、研究者によってあまり使われてこなかった。この文書には、1968年3月の総会で採択されるはずであったいくつかの重要な決定案に関する審議を記録した議事録や、総会で決定案が採択されなかった原因を政府に帰して批判した暫定国民協議会指導部の報告書などが含まれている。本稿は、主にこれらの資料に依拠しながら、1966年から68年にかけて起こった暫定国民協議会の自立化の動きと、それに対して政府／大統領がとった抑圧的な対応をめぐる過程を明らかにしていきたい。

スカルノ大統領の解任

大統領と暫定国民協議会の力関係の変化

1. 暫定国民協議会前史

国民協議会は1945年憲法^(注7)で国権の最高機関であると定められていた。主権は人民にあり、それは国民協議会によって行使され(第1条)、国民協議会は正副大統領を任命する権限を持ち(第6条第2項)、憲法と国策大綱を定める(第3条)と規定された^(注8)。また国民協議会は3分の2の賛成で憲法を改正できた(第37条)。大統領が国民協議会を解散する権限は憲法には規定されていない。憲法解説(Penjelasan Undang-undang Dasar)は、国民協議会と大統領の関係を以下のように説明していた。

国民協議会は最も高い国家権力を有し、大統領は国民協議会が定めた大綱に沿って国策を遂行しなければならない。国民協議会によって任命される大統領は国民協議会に従属し、

これに責任を負う。大統領は国民協議会から委任を受けた者(Mandataris)であり、国民協議会の決定を行う義務がある。大統領は国民協議会と同格ではなく、これに従属する。……もし国会が、憲法や国民協議会によって定められた国策に大統領が背いていると判断すれば、大統領に対して責任を問うことのできる特別会議を開催するために国民協議会が招集される。

1945年憲法にはこのように規定されていたが、1950年代を通じて国民協議会は設置されなかった。インドネシアが正式に独立を果たした直後の1950年に、1945年憲法は議会制民主主義を導入する暫定憲法に取って代われ、この1950年暫定憲法(Undang-undang Dasar Sementara)は立法府として国会の設置を定めるだけで、国民協議会の設置に関する規定を持たなかったからである。

1959年7月5日にスカルノが大統領布告(Dekret Presiden 5 Djuli 1959)を公布して1945年憲法への復帰と制憲議会の解散を決めた際に、この大統領布告は「暫定的な国民協議会」の設置に言及していた。そして同じ年に発布された暫定国民協議会の設置に関する大統領決定1959年第2号および暫定国民協議会の構成に関する大統領令1959年第12号^(注9)で、スカルノ大統領はこの暫定国民協議会の構成について、大統領自身が議員数を決め、選挙で選出された政党代表から成る国会議員に加えて、地方代表や職能代表などの追加議員の任命を行うと定めた[日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 1-2, 61-64]。スカルノは、自らの権力と政策を合法化させるために自ら暫定国民協議会を設置し、

その議員も自ら選んだのである。それを顕著に示すのはスカルノ時代に行われた3回の総会であり、暫定国民協議会は、1960年の総会でスカルノの政治スローガンである「マニポル」を国策大綱として採択し、63年の総会ではスカルノを終身大統領に任命し、65年の総会ではやはりスカルノの政治スローガンである「ブルディカリ」を合法化した^(注10)。この時期の暫定国民協議会は、スカルノの権力と政策を追認するための機能しか持たなかったのであった。

2. 9月30日事件後の暫定国民協議会内における変化

1965年の9月30日事件をきっかけとして、反共で一致していた国軍と学生団体とイスラーム勢力は協力関係を結び、「新秩序」を掲げて政治システムの刷新を進めようとした。国軍が各地で共産党の殲滅作戦を展開し、学生団体が反共産党・反スカルノをスローガンとするデモを繰り返すなか、議会ではイスラーム諸政党を中心とする反スカルノ系議員が議会手続きに則り合法的にスカルノを失脚させる戦術をとった。スハルトを中心とする国軍幹部は、この議会の動きと歩調を合わせることでスハルト自身の権力を確立しようとした。

9月30日事件後、国会と暫定国民協議会では次のような変化が起こっていた。第1に、9月30日事件の首謀者であると目された共産党や関連団体の議員がすべて国会と暫定国民協議会から追放されたことである^(注11)。加えて1967年1月に行われた国会議員の増員^(注12)では、政党代表・非政党代表を問わず、国会の外で反スカルノデモを展開していた学生団体や青年団体から多くの代表者が議員として国会に加わるようになった。第2に、暫定国民協議会議長と国会議

長が反スカルノ勢力の急先鋒である人物に交代したことである。暫定国民協議会議長には、反共主義者で陸軍トップの職を歴任しながら、スカルノから警戒されて指揮系統から外されたアブドゥル・ハリス・ナスティオン (Abdul Haris Nasution) 将軍が就任し、また国会議長には、イスラーム政党であるナフダトゥル・ウラマー (Nahdlatul Ulama: NU) の反スカルノ派若手ウラマーの代表格であったアフマド・サイフ (Achmad Sjaichu) が就任した。第3に、共産党系議員が排除され、かつ各政党の執行部内で親スカルノ系幹部が失脚したことによって、5つの会派が1人ずつを出して構成される暫定国民協議会指導部 (Pimpinan MPRS, 議長1人と副議長4人) も親スカルノから反スカルノの人物へと交代したことである。ハエルル・サレー (Chaerul Saleh) 議長がナスティオンに交代したほか、共産党のアイディット (Aidit) 副議長は解任され、民族主義会派副議長はアリ・サストロアミジョヨ (Ali Sastroamidjojo) からオサ・マリキ (Osa Maliki) に、イスラーム会派副議長はイダム・ハリド (Idham Chalid) からスプハン (Suchan ZE) に交代した。

リドルやマスウドが述べたように、新秩序を自任する軍人や知識人、学生の中には、政党を旧勢力と見なして、政治の行き詰まりの原因をつくったのは政党であると批判し、政党数を減らすような選挙改革や政治改革を早急に進めるべきだと考える急進的な改革グループが存在した [Liddle 1973, 182-196; Mas óed 1989, 138-145]。暫定国民協議会や国会の中は、新しい政治秩序の確立を支持していても、その方向性をめぐって意見の異なる政党系議員と非政党系議員 (後者には急進的な改革グループを含んでいた) とが

混在している状態にあった。国会において、それは選挙法改正をめぐる対立となって現れ、急進的な改革を主張する非政党系議員は政党数を減らすような小選挙区制の導入を求めて、比例制を維持したい政党勢力と対立していた [Notosusanto 1985, 42-62]。しかし暫定国民協議会では、国会のような政党系議員と非政党系議員の対立は起こらなかった。なぜなら選挙法改正のような両者を対立させる法案の審議は国会に委ねられ、暫定国民協議会はスカルノ大統領の解任など旧体制の幕引きのための法的手続きを進める役割を与えられたからである。反スカルノ系議員が多数派を占めるに至った暫定国民協議会において、政党系議員と非政党系議員はスカルノ大統領の解任手続きを進める過程で、大統領への権力集中を阻止し、暫定国民協議会の権限を拡大するような制度を確立するべきだという考え方を共有していくことになった。

3. スカルノの解任と暫定国民協議会の権限強化

暫定国民協議会の権限拡大への志向性は、まず1966年6～7月に開催された暫定国民協議会第4回総会で採択された諸決定に顕著に現れている。この総会における最も重要な決定は、スカルノからスハルトへの権力移譲を定めた「3月11日命令書」(Supersemar)を合法化する決定第9号^(注13)であることは言うまでもないが、この他に大統領と暫定国民協議会との関係や暫定国民協議会の権限に関する重要ないくつかの決定が出されている。

第1に、大統領と暫定国民協議会の関係において、大統領に行政府の長としての責任を課し、大統領はその責任を暫定国民協議会に対して負うことを再確認させたことである。決定第16

号^(注14)は、「暫定国民協議会の全権受託者 (Mandataris) である大統領は暫定国民協議会の決定を実施する義務があり、また暫定国民協議会決定の実施に関する責任報告を行う義務がある」と定めた。また決議第5号^(注15)は、スカルノ大統領がこの総会で行った「ナワクサラ (Nawaksara) 演説」と題する9月30日事件への責任報告を不十分であると見なして、大統領に対しあらためて完全な報告をすることを要求した [Sutjipto 1966(II), 172-174]。この決定第16号と決議第5号は、1967年3月に行われた特別会議における大統領解任の直接的な法的根拠になった。

第2に、暫定国民協議会そのものの権限強化を意図した決定が採択されたことである。決定第10号^(注16)では、「総選挙後に新たな国民協議会が招集されるまで、(現行の) 暫定国民協議会が1945年憲法で意図されたような国民協議会の地位と機能を有する」(カッコは筆者)と定められた [Sutjipto 1966(I), 60-62]。しかしながら、暫定国民協議会は本来、1945年憲法が定める国権の最高機関としての国民協議会の役割を担うことはできないはずであった。なぜなら、1945年憲法には暫定国民協議会に関する規定がなかったことに加えて(憲法の規定は国民協議会に關してのみであった)、暫定国民協議会は総選挙を経ずに設置され、任命議員も相当数存在したからである。にもかかわらず、この決定第10号は国権の最高機関としての地位と権能を暫定国民協議会に付与し、暫定国民協議会が国民協議会として振る舞うことができるような法的根拠を与えることになった。つまり暫定国民協議会は自らに対して国家の最高権力を付与するという強引な手段を取る結果になったのであるが、

1945年憲法に暫定国民協議会に関する規定がない以上、自らに国民協議会としての権能を与えない限り、スカルノを大統領の地位から解任することは法的に不可能だったのである。

暫定国民協議会の地位を憲法で定められた国民協議会の地位にまで格上げし、格上げされた暫定国民協議会がスカルノの責任報告を拒否する。このシナリオによって初めて大統領の解任が可能になったのであるが、当然ながらスカルノはこれに反発した。スカルノは、暫定国民協議会決議1966年第5号が要求した責任報告を、1967年1月に「ナワクサラ演説補足」と題して行ったが、その冒頭で彼は暫定国民協議会に対して責任を負うことを全面的に拒否した。スカルノは、憲法で定められているのは「国策大綱の実施に関して国民協議会に責任を負う」ことであり、したがって「その他の瑣末な事柄に関して暫定国民協議会に責任を負う」(傍点は筆者)必要はないと主張したのである[日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 543-546]。スカルノは、9月30日事件への自らの関与に関する責任報告を「その他の瑣末な事柄」と表現し、同時に暫定国民協議会は国民協議会ではなく、したがって大統領が暫定国民協議会に対して責任を負う必要はないと断言したのであった。この演説は国会と暫定国民協議会における反スカルノ系議員の激しい反発を引き起こし、1967年3月に特別会議が開催されてスカルノは大統領の座を追われ、スハルトが大統領代行に任命されることになったが、ここで注目すべきことは大統領解任のための一連の手続きが、国軍による圧力ではなく、国会と暫定国民協議会の強いイニシアチブで行われたということである(注17)。大統領解任は、暫定国民協議会の権威

を否定し、暫定国民協議会に対して責任を負うことを拒否することで暫定国民協議会の権威に挑戦したと見なされたスカルノに対する「制裁」であった。国会は「ナワクサラ演説補足」後に、サイフ議長の強いイニシアチブによって大統領を解任するための特別会議の開催を暫定国民協議会に勧告する覚書(注18)を採択した。この覚書は、スカルノの9月30日事件への関与を指摘し、暫定国民協議会に対する責任をスカルノが拒否したことを非難したうえで、「大統領の暫定国民協議会に対する責任は制裁のある責任であり、したがって暫定国民協議会はいつでも大統領を解任することが可能である」と宣言した[日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 559-571]。この覚書の採択を受けて、ナステイオン議長を中心とした暫定国民協議会指導部は常任委員会を招集し、常任委員会は大統領解任のための特別会議の開催を決定したのであった。

スカルノ解任をめぐる一連の過程で明らかになったのは、国権の最高機関は大統領ではなく暫定国民協議会であること、そして大統領は暫定国民協議会に対して責任を負い、その責任を果たさなければ暫定国民協議会は大統領を解任できることを、暫定国民協議会がはっきり主張したことであった。スカルノの解任は、インドネシアにおいて議会による大統領解任の最初の例となった。

国策大綱案の策定

新秩序諸勢力の分裂の始まり

1. イスラーム系議員とキリスト教徒系議員の対立

1945年憲法では立法権は国会にあると規定されていたが、国民協議会は国策大綱を定めるといふかたちで、向こう5年間の政策プログラムの概要を策定する権限を与えられていた。「1945年憲法の純粋な、かつ一貫した適用」というスローガンを唱えるナスティオン議長のもとで、暫定国民協議会ではスカルノ体制下で形骸化していた国策大綱策定への本格的な取り組みが常任委員会の下で初めて試みられることになった。

この時期の暫定国民協議会における常任委員会(Badan Pekeraja MPRS)の役割は非常に大きいものであった。1966年に決められた決議^(注19)では、常任委員会は、常設され、指導部を補助し、これと協力して総会や特別会議の招集や会期を決め、委員会や特別委員会を設置し、各種決定の草案を定めると規定されていた。常任委員会委員は各会派の代表議員から成り、1967年3月時点で70人であった^(注20)。3月11日命令書を承認した1966年第4回総会やスカルノを大統領から解任した67年特別会議の開催を決定し、これらの総会で採択されたすべての決定案を策定したのはこの常任委員会であり、暫定国民協議会では指導部とともに最も重要な意思決定・実務機関となっていた。

1967年3月の特別会議が終わった後、常任委員会の下には4つの議題(「国策大綱」「人権憲章と1945年憲法解説補足及び権力の分立」「スカルノ時代の3総会における諸決定の廃棄」「9月30日

事件以降の2総会で採択された諸決定の実施」)を審議する委員会と特別委員会が設置され、これらの議題を1968年の第5回総会で採択する決定案にまとめるため審議が開始された。委員会と特別委員会のメンバーは全て常任委員会委員であり、委員長は4人の指導部副議長、すなわちオサ・マリキ(民族主義会派)、スプハン(イスラーム会派)、ムラントン・シレガル(Melanthon Siregar, キリスト教会派)、マスフディ(Mashudi, 地方代表会派)が務めた。1967年4月から11月まで8カ月の間、各委員会は審議を重ねて決定案をつくり、同年11月末の常任委員会全体会で決定案として合意した。しかしこの審議の過程で決定案の内容をめくり意見の相違・対立が次第に明らかになっていく。争点は大きく分けて2つあった。ひとつはイデオロギーと宗教をめぐる問題であり、もうひとつは暫定国民協議会が政府や大統領の政策立案や権力の運用方法にどこまで踏み込むことができるかという問題であった。

イデオロギーと宗教をめぐる議会内の対立には社会的背景がある。この時期、ジャカルタ憲章やキリスト教徒の布教活動をめぐってムスリムとキリスト教徒の間で社会的な対立が再燃していたのである。本稿の流れからは若干外れるが、簡単に説明しておきたい。

1966年に国会が新秩序体制の法源として1945年憲法を引き続き採用する決定を行った際に、その決定の法的根拠となったのは1945年憲法への復帰を決めた59年7月5日の大統領布告であった。この大統領布告には、シャリーア(イスラーム法)の遵守をムスリムに義務づけることを定めたジャカルタ憲章^(注21)に関する文言「ジャカルタ憲章は1945年憲法に精神を与え、憲法と

一つにつながっている」が含まれていた。1966年に国会はこの大統領布告を新体制の法源として国会の覚書^(注22)に定めることを決めたが、それによって大統領布告のジャカルタ憲章に関する文言もその覚書に盛り込まれることになった [Notosusanto 1985, 32-42]。そしてこの国会の覚書は、1966年暫定国民協議会第4回総会の決定の中に盛り込まれた。

この時期、ナフダトゥル・ウラマーやムハマディヤ (Muhammadijah) など主流のイスラーム団体は、パンチャシラを国家原則として受け入れ、イスラーム国家樹立の意思はないと繰り返し表明していたが、このようなイスラーム団体の中でもジャカルタ憲章の法的効力については、それを肯定的にとらえる政治家が多かった。彼らは、「ジャカルタ憲章は1945年憲法に精神を与え、憲法と一つにつながっている」という文言を含む大統領布告が国会の覚書の中に法源として法制化され、この覚書が暫定国民協議会総会決定に盛り込まれたのだから、ジャカルタ憲章自体も法的効力を持つようになったという解釈を示し^(注23)、しばしばキリスト教徒などジャカルタ憲章を危険視するグループから、イスラーム勢力は憲法前文をジャカルタ憲章に変えようとしているのではないかと批判を受けていた。

ジャカルタ憲章の問題と並行して、1967年になるとムスリムとキリスト教徒の相互不信を増幅させる事件が起こるようになった。9月30日事件以降、海外のキリスト教系宗教団体や援助組織から資金や援助が大量に流入したことによって、インドネシア各地でムスリムの改宗を目的とした宣教活動が行われているのではないかと頻りに報道されるようになったからであ

る^(注24)。ムスリムの間でキリスト教徒に対する不信が急速に広がり、国会では大量改宗の報告を受けて、ムスリム系議員がキリスト教徒の布教活動と海外からの宣教活動を調査し、それらを制限するよう政府に要求した。キリスト教徒系議員がそれに反発するなか、南スラウェシのマカッサルで複数の教会がムスリムの暴徒に破壊される事件が起こった^(注25)。キリスト教徒はムスリムによるマイノリティへの暴力であると非難し、他方でムスリムは事件の背景にはキリスト教徒の布教活動が規制されないことへの不満があると反論した。両者の和解をはかるために、政府は宗教間融和会議の開催を試みたが、キリスト教徒とムスリムの対立を解くことはできなかった^(注26)。

このような社会的対立を背景として、暫定国民協議会の委員会における国策大綱や人権憲章の審議は行われた。この対立は審議の過程に影響を与え、1967年11月末の常任委員会全体会で合意された決定案はイスラーム系議員の主張が反映されたものとなり、以下のような点で明確にイスラーム寄りのものとなっていた。

第1に、国策大綱案と1945年憲法解説補足案がジャカルタ憲章の歴史的意義に言及していたことである^(注27)。国策大綱案前文では「1945年8月17日に宣言された独立の目的と内容は、パンチャシラに基づき、ジャカルタ憲章によって精神を与えられた、前文と本文から成る1945年憲法の中に盛り込まれている」と規定され [MPRS 1972d, 544]、1945年憲法解説補足案の前文では「憲法前文として起草されたジャカルタ憲章は、民族主義グループとイスラーム・グループとの話し合いと合意のうえで、いくつかの変更を経たのち合法化され、憲法前文になっ

た」(傍点は筆者)と述べられ [MPRS 1972a, 108], 1945年8月18日に独立準備委員会がジャカルタ憲章から「イスラームの信者にシャリーアを遵守することを義務づける」との文言を削った重大な事実をあいまいにする表現になっていた。続けて「ジャカルタ憲章を基礎としてつくられた憲法前文に込められた精神は、イデオロギー的な理想的な指針や方向性としても利用されている」と規定された [MPRS 1972a, 108]。

第2に、国策大綱案と人権憲章案の審議で争点となった信仰の自由に関する条項で、宗教選択の自由や改宗の自由を定めた文言が、イスラーム系議員の要請によってすべて削除・変更されたことである。国策大綱の素案では「自らの望むところに従って宗教を選択する自由」が盛り込まれていたが [MPRS 1972e, 344, 383], 1967年11月末の常任委員会全体会合でイスラーム系議員がこの条項に反対し^(注28)、改宗の自由を認めるいかなる文言も削除された。世界人権宣言や国際人権規約(特に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」)の内容をすべて人権憲章に盛り込むよう主張していたキリスト教会派にとって、宗教選択と改宗の自由が盛り込まれない人権憲章案を法制化することは全く無意味であった^(注29)。

第3に、人権憲章案の宗教に関する条項に、ジャワの伝統的な民間信仰である「クプルチャヤアン」^(注30)に対するイスラーム系議員の否定的な態度が反映されたことである。このクプルチャヤアンについては、多くのイスラーム指導者が宗教とは同格に扱えない信仰の一形態であると主張しており、暫定国民協議会の委員会審議の中でも、イスラーム系議員は、クプルチャヤアンが宗教と同格に扱われているとの印象

を与える文言の修正を要求し^(注31)、彼らの要求どおりに修正されたのであった。

2. 暫定国民協議会による政策立案への積極的な関与

総会決定案の策定過程で顕在化したのはイスラーム系議員とキリスト教徒系議員の間の対立ではなかった。国策大綱の策定を通じて、暫定国民協議会の多くの議員の間で政策立案に積極的に関与する態度が次第に共有されていくことになった。スカルノ時代のような独裁を再来させないために大統領の権限を抑制し、大統領と政府に対して政策のまかな方向性を指示し、その権力の運用を監視しようとする考え方が出てきたのである。このような態度は大統領や政府との関係に大きく影響することになるが、ここではこの態度や考え方がどのように決定案に反映されたのかを見ていくことにする。

第1に、1945年憲法解説補足案の審議で国民協議会の権限強化と大統領権限の抑制が意図されたことである。憲法解説の国家統治システムで「国民協議会は国家権力を有する」と定められていた原文に「あらゆる」という言葉が挿入され、「国民協議会はあらゆる国家権力を有する」との文に改められた [MPRS 1972a, 123]。また大統領の権限については、大統領は陸・海・空軍の最高司令官であることを定める第10条で、「独裁を防ぐために、最高司令官ではあっても指揮権を持たない」との解説が新たに付け加わることになった [MPRS 1972a, 129]。この1945年憲法解説補足案は、ナスティオン議長ら暫定国民協議会指導部と常任委員会委員が1966年からインドネシア各地で公聴会を開き、地方の有識者と意見交換を行ってまとめたものであった。地方公聴会では大統領の任期を2期

に制限すべきであるとの意見が強かったため、指導部はそれをこの決定案に盛り込もうと1967年11月末の常任委員会全体会で提案したが、反対意見があり全会一致とならなかったために断念したという経緯があった^(注32)。大統領任期の制限は決定案には盛り込まれなかったが、このエピソードは、大統領の権限だけでなくその任期までも制限することで、スカルノ時代のような大統領独裁の再発を阻止しようとする意図が暫定国民協議会の指導部や常任委員会の中にあつたことを窺わせるものである。

第2に、国策大綱決定案で定められたいくつかの基本政策がスハルト政権の開発政策の方針とは異なっていたことである。常任委員会が1967年11月30日に合意した国策大綱の決定案には、地方・村落開発が経済政策における最優先課題として盛り込まれたほか、特に政治・財政面における広範な地方自治の付与をうたっていた。経済分野における政府の役割は経済活動の監視にとどめ、政府は経済活動を支配すべきではないと主張し、国営企業における脱集権化を提唱していた。アジア・アフリカ諸国や非同盟諸国との友好関係を優先し、また教育分野では予算全体の25%を教育予算に充てるよう政府に要請していた [MPRS 1972e, 515-537]。総会直前の1968年2月になって、政府はこの常任委員会案の中に国家開発企画庁 (Bappenas) が立案した国策大綱案を盛り込むよう要求した。常任委員会はこの政府案と常任委員会案を短期間にまとめることができず、1968年3月の総会に提出された国策大綱案では両案が併記されることになった。政府案は開発五カ年計画の具体策を詳らかに定めたものであったが、地方自治の付与や教育予算の拡充に関する条項は存在しなかつた。

経済分野における政府の役割は経済活動の監視に留めるべきだという常任委員会案に対して、政府案では政府と民間の役割は相互補完的なものであり、重要な部門での民間の投資が不十分な場合には政府による投資が推奨された。また常任委員会案には政府の経済政策に対する国会の承認と監視が定められていたが、そのような条項は政府案にはなかった [MPRS 1972e 543-588]。

特に地方自治と教育予算については、暫定国民協議会はすでに1966年総会の決定第21号と決定第27号で同じように定めていた。両決定の実施状況を調べていた委員会はこれらの決定が政府によって実施されていないと判断し [MPRS 1972d, 223-250]、改めて政府に対し両決定の実施を勧告した。節で述べたとおり、1966年総会の決定第16号で、大統領は暫定国民協議会の定めた決定を実施する義務があり、その実施について大統領は暫定国民協議会に責任を負うことが定められていた。ゆえに、暫定国民協議会が政府の政策を監視し、必要な勧告を行うことは当然の措置と見なされたのである。暫定国民協議会が策定したこの国策大綱案が1968年の総会で採択された場合、政府および大統領はその国策大綱を実施しなければならなくなる。政策が異なるからといって政府が暫定国民協議会の定めた国策大綱を実施しなければ、それは暫定国民協議会に対する義務の不履行と見なされ、法的には大統領の解任さえ可能であった。

スハルト以下、権力の中枢にいた将校たちにとってさらに不都合だったのは、大統領代行の個人スタッフ (Staf Pribadi: SPRI)^{注33)}や国軍の「二重機能」(Dwi Fungsi)^{注34)}を問題にした条項が国策大綱決定案に盛り込まれていたことで

ある。決定案の内閣および国家諸機関に関する条項では、「政策決定に関して大統領を補佐するのは、政府関係者、有識者、実務者から成る協議機関であって政治的機関ではない。また任務を遂行するうえで特定の組織が必要となった場合でも、そのような組織が制度化されることのないよう、また法で定められた機関の職務と重なることがないよう監視すること」(傍点は筆者)という規定が盛り込まれた [MPRS 1972 e, 536]。これは政策決定過程における超法規的な組織の介入を規制する、すなわちこの時期にすでに問題となっていたスハルトの個人スタッフを規制することを意図したものであった。また国軍の政務活動に関する条項では、「政務活動の利点と目的を明確化し、国防任務と政務とが混同されることのないよう、政府と国会は国軍の政務活動に関するルールを定めること」と規定された [MPRS 1972e, 535]。国軍の二重機能を律しようとしたこの条項は、1967年11月末の常任委員会全体会でゴルカル会派のアイシャ・アミニ (Aisjah Aminy) や民族主義会派のハルディ (Hardi) が国軍の二重機能を何らかのかたちで規制すべきであると発言したことを受けて盛り込まれたものであった [MPRS 1972d, 365, 481]。

上で述べてきたように、暫定国民協議会は国策大綱などの決定案を策定することで政策立案に関与する第一歩を踏み出した。しかしその国策大綱案は政府が進めようとしていた政策とは異なっており、また大統領代行の個人スタッフや国軍の二重機能を規制することで、暫定国民協議会は政府や国軍による恣意的な権力の行使を阻止しようとしていた。これらの決定案が1968年の総会で採択されれば、大統領と政府は

決定案の実施に関して暫定国民協議会に対して責任を負うことになる。暫定国民協議会は明らかに自らの権限を強化し、大統領の権限を抑えようとする方向性を示していた。この力関係の振り子を再び政府側に戻し、政府に対して独立になった暫定国民協議会を政府の支配下に置くために政府がとった手段こそが、議会の大規模な再編だったのである。

議会再編と1968年3月総会 暫定国民協議会の無力化

1. 国会と暫定国民協議会の大規模な再編

1967年末から68年初めにかけて政情は不安定になりつつあった。経済の悪化が日増しに厳しくなり、食糧などの物価の高騰を抑えるよう求める学生デモが頻繁に起こるようになった。政府と国会は1967年12月に新しい総選挙法案の大枠について合意に達したが、総選挙の延期をめぐって延期の期間を5年にしたい政府と3年以上の延期に反対する政党との間で意見の食い違いが続いていた。政府側が政党の求めていた比例代表制を認める代わりに、国会の100議席と国民協議会の3分の1の議席を任命する制度の導入を政党に認めさせたことは [Notosusanto 1985, 42-62]、急進的な改革を求める知識人や学生などから政府と政党の取引の産物であると批判を受けた。

このような政情の中で、国会の国軍系議員から「新秩序の闘争を反映しない議員」を交代させてはどうかという提案が唐突に出された。サイフ国会議長や学生団体連合の代表者が国会の再編に賛意を示すと、スハルトは1968年1月末から2月初めにかけて国会指導部や政党代表者

と会談し、同意が得られたとして2月9日に国会の再編を発表した。国会議員の約30%にあたる125人の議員が解任され^(注35)、同じ政党・会派の議員が彼らと交代したが、この再編が発表されると、驚きと不満の声が一斉に上がった。解任された議員には政党や会派の有力メンバーが名を連ねており、事前に解任されることを知らなかった議員もいたからである^(注36)。同時に67議席が増員されたが、うち32議席は国軍に、残りはすべてゴルカルに与えられた。それまでゴルカル会派内にあった国軍系議員グループは独立した会派を形成することになり、さらにこれまではゴルカル会派に所属していた100人程度の「政党に近い議員」を政党に移籍させることでゴルカル会派を「純化」し、非政党系議員と増員された議員とを合わせた新しいゴルカル会派をつくったのである^(注37)。

再編された国会はスハルトを正式に大統領に任命するための第5回総会を3月に開催すること、そして総会の前に暫定国民協議会の再編を行うことを暫定国民協議会に勧告する決定を採択した。暫定国民協議会指導部は再編に強く反対したが、この国会の決定を覆すことはできなかった。1945年憲法では国会と国民協議会の構成は法律によって定められるとしか規定されておらず、法律をつくる権限は政府と国会にしかない。国会は再編によって政府寄りの議員が大幅に任命され、暫定国民協議会そのものは再編に抵抗する法的手段を持たなかった。3月12日に暫定国民協議会は再編され、32人が交代し、102議席が増員された。この102議席のうち、26議席はゴルカル会派に、残りはすべて国軍会派に与えられ、暫定国民協議会でも選挙を経ずしてゴルカルと国軍の両会派は全議席の45%を占

めることになった^(注38)。こうして、大統領を任命するはずの国権の最高機関が、大統領によってその議員を解任・交代されることになったのであった。

この国会と暫定国民協議会の再編は、さらに常任委員会の構成に大きな質的变化をもたらした^(注39)。第1に、解任のターゲットになったのは常任委員会の中心的なメンバーであった。特に民族主義会派のフセイン・カルタサスマタ(Husein Kartasasmita)、ゴルカル会派のアフマド・ダフラン・ラヌウィハルジョ(Ahmad Dahlan Ranuwihardjo)とムアミル・エフェンディ(Muamil Effendi)准将は常任委員会下の2つの委員会メンバーを兼任し、地方代表会派のバスタリ(Bastari)警察准将は4委員会すべてのメンバーを兼任する常任委員会の中心的存在であり、決定案の策定過程で最も重要な役割を果たしていた。

第2に、解任された常任委員会委員はナスティオン議長に近い議員がイスラーム色の強い主張をしていた議員であった。ムアミル・エフェンディはナスティオンの個人スタッフであり、バスタリもナスティオンに近かった。またイスラーム会派のアルジ・カルタウィナタ(Arudji Kartawinata)やクアシニ・サビル(Kuasini Sabil)、ゴルカル会派のラヌウィハルジョは、宗教やイデオロギーの問題でイスラーム側の利害に立って意見を表明していた委員であった^(注40)。

第3に、解任された常任委員会委員には政府に対して批判的で独立志向の強い議員が多かった。国民党のハルディヤやゴルカル会派のアイシャ・アミニは国軍の二重機能に対して批判的な発言を行っており [MPRS 1972a, 365, 481; Yusuf

2002, 31-32], ムアミル・エフェンディは大統領任期の制限を支持していた。ラヌウィハルジョは選挙法改正で小選挙区制の採用を強く主張しており [Saidi 1995, 39-40], バスタリは国会再編後に政府批判ができなくなりつつある状況に憂慮を示し、暗に政府を批判する発言を行っていた [Nasution 1989, 38]。

国会と暫定国民協議会の再編によって、スハルトの個人スタッフであるアリ・ムルトポ (Ali Murtopo) に近い人物が新たにゴルカル会派、国軍会派議員として任命されることになった。ジャミン・ギンティグス (Djamin Gintings) 少将、ラフマン・トレン (Rahman Tolleng), ヤコブ・トビン (Jacob Tobing), リム・ビアン・キー (Liem Bian Kie), スミスクム (Sumiskum), ウマル・カヤーム (Umar Kajam), マスフリ (Mashuri), アミノ・ゴンドフトモ (Amino Gondohutomo) ら、その後のゴルカルを代表する顔ぶれは、このときの再編で初めてゴルカル会派議員として任命された人物であった [Sekretariat DPR-GR 1970, 690-693 ; *Berita Yudha* 15 Maret 1968]。またサユティ・メリク (Sajuti Melik), ムルドポ (Murdopo), ジャエラニ (Djaelani) 海軍少将らがゴルカル会派代表として常任委員会に加わった [Pimpinan MPRS 1972, 388]。同時に、1968年2月にマシュミの後継政党であるインドネシア・ムスリミン党 (Partai Muslimin Indonesia: Parmusi) が誕生したことで、ルクマン・ハルン (Lukman Harun) やジャルナウィ・ハディクスモ (Djarnawi Hadikusumo) らムハマディヤ系議員もゴルカル会派からイスラーム会派に移り、ゴルカルにはイスラーム団体出身の議員はほとんどいなくなった。この再編の結果、メンバーの様変わり

したゴルカル会派は、議会再編前の暫定国民協議会が策定した国策大綱などの決定案を総会で廃案にする原動力となったのである。

2. 総会のデッドロック

1968年3月21日に開幕した暫定国民協議会第5回総会では4つの委員会が設置された。第一委員会は大統領の任命と総選挙の延期、第二委員会は国策大綱および開発5カ年計画、第三委員会は人権憲章と1945年憲法解説補足および権力の分立、第四委員会はスカルノ時代の暫定国民協議会総会決定の廃棄に関して、それぞれ審議を開始した。第四委員会の審議は早々と終了し、第一委員会は総選挙の延期期間を3年にするか5年にするかで対立があったが、3年という政党案で合意が成立した。しかし第二委員会と第三委員会では、国軍会派、ゴルカル会派、キリスト教会派が国策大綱、人権憲章、1945年憲法解説補足の3決定案の採択に異を唱え、イスラーム会派と激しく対立した。

委員会審議と並行して行われた全体会議でもこれらの決定案は3会派から集中砲火を浴びた。キリスト教会派は人権憲章案に宗教選択の自由がないことを批判し [MPRS 1972b, 234 ; MPRS 1972c, 39, 264-267], 国軍会派とゴルカル会派は、ジャカルタ憲章に言及していた国策大綱案の前文に対して、「前文はパンチャシラに基づいていなければならない、他のイデオロギーや哲学に基づけば必ず問題が生じる」(ジャエラニ海軍少将), 「前文の文言はパンチャシラに対する逸脱の傾向があり、異なる解釈によって民族の統一を危険にさらし、対立と分裂を引き起こすような論争へと導きかねない」(ジャミン・ギンティグス少将) などと非難した。さらにゴルカル会派は国策大綱案の本文に対しても、「政府に

とって適当なものではない」(サユティ・メリク), 「あまりにも詳細すぎて国策大綱の条件を満たしていない」(ジャミン・ギンティングス少将), 「内容が現実的でない」(スミスコム), 「国策大綱案は削除し,(国家開発企画庁の策定した)開発プログラムだけを決議すればよい」(カッコは筆者)(ラフマン・トレン)などと述べて, 国策大綱案は白紙に戻すか, または廃案にすべきであると主張した [MPRS 1972b, 94, 252, 274, 318 ; MPRS 1972c, 200, 219-220], そしてゴルカル会派のサユティ・メリクとジャミン・ギンティングス少将は, 次のような言葉で国策大綱案を策定する暫定国民協議会の役割さえ否定する。

「正副大統領を任命する以外に暫定国民協議会の任務とは, 国策大綱の詳細を定めたり (memperintji), その実施のための法律をつくることではない。(政府の定めた) 国策大綱を議決すれば (menetapkan) それで十分である。……この議案を見ると, まるで暫定国民協議会の任務は国策大綱を細部にわたり定めることにあると言わんばかりだ。……国策大綱の詳細を定めるのは政府の権限であり, 法律をつくるのは国会の権限である。暫定国民協議会が細部まで定めようとすれば 政府も国会も迷惑である。」 [MPRS 1972b, 100](カッコおよび傍点は筆者)

このように述べてゴルカル会派は, 暫定国民協議会がその権限の範囲を超えて, 政策を立案する政府の権限, 法律を定める国会の権限を侵犯し, 詳細にわたる国策大綱を策定しようとしたと非難した。暫定国民協議会は政府の策定した国策大綱案を総会で決定し合法化すれば十分であり, それ以上の役割を暫定国民協議会が担うことを拒否したのである。

3月27日にスハルトが大統領に任命されると,

第二・第三委員会の3会派は審議そのものを拒否し, 決定案を採択しようとしたイスラーム会派に対して憲法前文をジャカルタ憲章に変えようと言論していると非難し始めた [Pimpinan MPRS 1972, 41], 会期は2日間延長され, 暫定国民協議会指導部は調停をはかったが, 3会派はいかなる調停案も拒否し [Nasution 1989, 71-72], 指導部は国策大綱, 人権憲章, 1945年憲法解説補足および権力の分立に関する決定案の採択を断念, 3月30日未明に第5回総会は閉会した。

総会の閉会后, キリスト教会派とゴルカル会派は, 総会で決定案が採択されなかったのはイデオロギー問題, すなわちジャカルタ憲章問題で根本的な相違があったためであると説明した [*Kompas*, 1 April 1968 ; Nasution 1989, 78-79], それに対してイスラーム会派は, 決定案は1967年11月末の常任委員会全体会合ですでに合意されていたのであり, それが総会で採択されなかったのは, 委員会審議を拒否したゴルカル会派とキリスト教会派の責任であると反論した [*Kiblat*, April ke-1 1968, 2-5, 10, 50-51], 暫定国民協議会指導部も決定案が総会で採択されなかった原因は, 総会直前に行われた政府による国会と暫定国民協議会の再編にあるとして政府と大統領を批判した [Pimpinan MPRS 1972, 18], そもそもジャカルタ憲章は総会の議題ではなかったはずだと指導部は主張したが [Pimpinan MPRS 1972, 18-19], それは3会派, 特にゴルカル会派が3決定案の採択を妨害するためにジャカルタ憲章を利用したのではないかという疑念と抗議の意を表したものであった。

この第5回総会以降, 暫定国民協議会の役割は事実上失われていく。1968年7月に指導部が

常任委員会委員の入れ替えを行い、新たに5委員会と2特別委員会を設置したことに対してゴルカル会派が不満を示し、委員会再編の手続きや常任委員会の存在自体の法的根拠に疑義をほさんだことで、常任委員会の活動は停止してしまう [Pimpinan MPRS 1972, 18-19, 393-399]。大統領は暫定国民協議会の指導部や常任委員会を無視するようになり、その頭越しに政党やゴルカルの執行部と協議を行うようになった [Pimpinan MPRS 1972, 20-21]。

1966年から72年までの暫定国民協議会の活動を総括した指導部の報告書 (Laporan Pimpinan MPRS) は、国会と暫定国民協議会の再編から第5回総会で決定案が廃案に追い込まれるまでの経緯を描き、大統領代行による議会再編が決定案の採択を不可能にしたと主張した。そして、政府と大統領の政策を監視するはずの国会と国民協議会が大統領によってその議員を任命される状況にあっては、行政府 特に治安秩序回復作戦司令部 (Kopkamtib) のような非常時的な (darurat) 権力に支えられたばかりが突出し、1945年憲法が想定する立法府と行政府の均衡など達成されないと述べ、政府に対して非常に批判的な内容になっていた [Pimpinan MPRS 1972, 1-57]。この報告書はスハルトの逆鱗に触れ、彼はこの報告書を暫定国民協議会の全活動記録を収めた文書とともに治安当局に没収させ、いっさいの流通を禁止した^(注41)。こうして、憲法で定められた国権の最高機関としての本来的な役割を果たそうとした暫定国民協議会の試みは、その存在意義を示す活動記録の喪失とともに完全に終わりを告げた。総選挙後の1973年に新たに招集された国民協議会は、もはや大統領と政府の政策を承認するだけの議会に

なっていた。

おわりに

1965年の9月30日事件でスカルノ大統領の権力が揺らいだことによって、暫定国民協議会は初めて行政府から独立する機会を得た。当初国軍が議会と歩調を合わせながらスカルノからスハルトへの権限の移行を意図したこともあって、暫定国民協議会が大統領に対して対等の地位に立つ好機が到来したのである。スカルノ解任の一連の政治過程で、憲法で定められた国権の最高機関たる地位と役割を自ら任ずるようになった暫定国民協議会は、スハルト大統領代行に対しても同じスタンスで臨むようになった。

政府の支配下からいったん離れた議会を再びその支配下に置くために、スハルトは選挙を待たずに、議員の任免を政府自らが行う直接的な手段に訴えた。スハルト政権による本格的な議会工作が始まったのはこのときである。1968年2月に行われた強引な議会の再編はスハルト政権による恣意的な権力行使の始まりを示すものであったが、それは議会のコントロールがいかに重要であるかをスハルト自身が認識した結果取られた手段であった。暫定国民協議会の自立性を認めることは、政策の立案や権力の運用方法に対して議会の介入を認めることになるだけでなく、議会の支持を失えば大統領職から解任されるリスクを負わなければならないことを意味した。スハルトは1966年から68年の政治過程の中でそのことを直接学んだのであり、その経験は以後30年間にわたる彼の統治に生かされることになった。すなわち議会は大統領の完全な支配下に置かなければならない、逆に議会

さえ支配すれば大統領の地位は安定するという
ことである。選挙工作や政党工作も、つまりは
この議会支配工作の一環であったと考えること
ができる。

1945年憲法は確かに大統領に有利な条項を多
分に含んでいたが、それだけで大統領の地位が
つねに保証されるわけではなかった。政治状況
が変化すれば、逆に憲法を利用して議会が台頭
することも可能だったからである。スハルトは
それを理解したからこそ、あらゆる権威主義的
な手段を用いて議会の安定多数を確保しようと
したのであった。

(注1) 本稿では MPR を「国民協議会」、DPR
(Dewan Perwakilan Rakyat) を「国会」、両者を合
わせて行政府(政府や大統領)に対する立法府を指す
ときには「議会」とする。「ゴトン・ロヨン国会」
(Dewan Perwakilan Rakjat Gotong Royong: DPR-
GR)については、以下「国会」と呼ぶ。

(注2) 川村晃一はインドネシアにおける大統領と
議会の関係を通史的に分析しながら、1945年憲法の法
的・制度的側面に注目し、指導された民主主義時代と
スハルト時代において権威主義的な体制を支えること
になった1945年憲法の特徴を分析している[川村
2002, 33-97]。川村が指摘するように、国会と国民協
議会の議員の選出方法が1945年憲法で明確に定められ
ていなかったことによって、権力者による議員の任命
という権威主義的な手法が利用されることになった。
本稿は、むしろこのような権威主義的手法が実際にど
のような過程を経て使われることになったのか、どの
ようにして政府と大統領が議員の任免という手段に訴
えるに至ったのか、その具体的な政治過程を探ること
に分析の重心を置いている。

(注3) クロウチのほかに、マシュミの後継政党で
あるインドネシア・ムスリミン党(Parmusi)につい
てはアラン・サムソン(Allan Samson)やケン・ウォ
ード(Ken Ward)が[Samson 1968; Ward 1970;
Samson 1971-2]、ナフダトゥル・ウラマー(NU)に

ついてはアンドレ・フェイラル(Andrée Feillard)
が[Feillard 1999]、それぞれ政府/国軍との関係悪
化の理由について説明している。

(注4) フィースは暫定国民協議会の自立化の傾向
を、マスウドは国会の自立化の傾向を指摘した[Feith
1968, 91; Mas öed 1989, 158-159]

(注5) フィース同様、サムソンも1968年第5回総会
の審議が行き詰まった理由として、イスラーム政党が
ジャカルタ憲章を国策大綱に挿入しようとしたことを
挙げた[Samson 1968, 1013; Samson 1971-2, 552]

(注6) 全体は11部に大別され、通し番号が付いて
いる。筆者が使用したのは、1968年総会に関する第8
部(Buku Kedelapan, 69~96巻)の、諸決定案条文に
関する69巻、総会全体会議の審議に関する70・71巻、
決定案を審議した議事録を含む74・79・80巻、議員や常
任委員会委員の交代・増員などを記録した85巻である。
この資料は現在、国民協議会図書室で閲覧することが
可能であるが、欠けている巻がある。

(注7) 本稿では1999年に改正される以前の1945年
憲法について議論する。1999年以降に行われた1945年
憲法の改正については川村(2002, 55-79)、作本(2003,
69-96)が詳しい。

(注8) 通常の立法に関する権限は国会にあった
(1945年憲法第20・21条)。

(注9) この大統領決定と大統領令は、前者が
Penetapan Presiden No.2 Tahun 1959 Tentang
MPRSであり、後者がPeraturan Presiden No.12
Tahun 1959 Tentang Susunan MPRSである。

(注10) Manipol (Manifesto Politik, 「政治宣言」)
は、1959年8月17日の独立記念演説でスカルノが提示
した政治概念。USDEK(1945年憲法、インドネシア
社会主義、指導された民主主義、指導された経済、イ
ンドネシアの個性)とともに政治スローガンとして宣
伝された[日本インドネシア協会 1965, 283-320]。
Berdikari (Berdiri diatas Kaki Sendiri, 「自らの足で
立つ」)は、1965年暫定国民協議会第3回総会でスカル
ノが行った演説の題名。自力更生により経済開発を進
めることを提唱した[日本国際問題研究所・インドネ
シア部会 1973, 321-340]

(注11) 1965年10・11月に国会指導部は共産党系議員

62人の地位を凍結，66年5月に彼らを正式に解任した [Sekretariat DPR-GR 1970, 315-316]

(注12) 1959年に出された暫定国民協議会に関する大統領決定および大統領令は66年11月に廃止され，「選挙実施までの暫定国民協議会及びゴトン・ロヨン国会の地位に関する法律1966年第10号」(Undang-Undang No.10 Tahun 1966 Tentang Kedudukan MPRS Dan DPR-GR Mendjelang Pemilihan Umum) が制定された。この法律では議員の増員について，地方が十分な数の代表を出していない場合，または社会の発展に伴って増員できると定められた [日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 524-530]。この法律に基づいて，政党系46人と非政党系62人の計108人の国会議員の増員が行われた。

(注13) この決定の名称は，「大統領及び国軍最高司令官，革命の偉大な指導者，暫定国民協議会の全権受託者の命令書に関する暫定国民協議会決定1966年第9号」(Ketetapan MPRS No. IX/MPRS/1966 Tentang Surat Perintah Presiden/Panglima Tertinggi Angkatan Bersendjata Republik Indonesia/Pemimpin Besar Revolusi/Mandataris Madjelis Permusjawaratan Rakjat Sementara Republik Indonesia) である [Sutjipto 1966(1) 56-58]。なお，本稿では暫定国民協議会の諸決定について，Ketetapanを「決定」，Keputusanを「決議」とする。

(注14) この決定の名称は，「暫定国民協議会の全権受託者の意味に関する暫定国民協議会決定1966年第16号」(Ketetapan MPRS No.XVI/MPRS/1966 Tentang Pengertian Mandataris MPRS) である [Sutjipto 1966(1) 81-82]

(注15) この決議の名称は，「ナワクサラと題する1966年6月22日に暫定国民協議会第4回総会にて大統領及び暫定国民協議会全権受託者が行った演説に対する暫定国民協議会の態度に関する暫定国民協議会決議1966年第5号」(Keputusan MPRS No.5/MPRS/1966 Tentang Tanggapan Madjelis Permusjawaratan Rakjat Sementara Republik Indonesia Terhadap Pidato Presiden/Mandataris MPRS Didepan Sidang Umum Ke-IV MPRS Pada Tanggal 22 Djuni Jang Berjudul Nawaksara) である [Sutjipto 1966(1)]

172-174]

(注16) この決定は，「1945年憲法で定められた中央と地方におけるすべての国家機関の地位とその位置づけ，及び機能に関する暫定国民協議会決定1966年第10号」(Ketetapan MPRS No.X/MPRS/1966 Tentang Kedudukan Semua Lembaga-Lembaga Negara Tingkat Pusat Dan Daerah, Posisi Dan Fungsi Jang Diatur Dalam Undang-Undang Dasar 1945) である [Sutjipto 1966(1) 60-62]

(注17) 1966年の「3月11日命令書」合法化は，スハルトの個人スタッフの1人であったアラムシャ・ラトゥ・プルウィラヌガラ (Alamsjah Ratu Perwiranegara) 将軍がサイフ国会議長に対し，国会が暫定国民協議会に総会を開くことを求める勧告を採択するよう要請して，総会の開催が実現した [Sjaichu 1991, 73-77]。つまりイニシアチブはスハルト側にあった。しかし1967年の大統領解任は国会と暫定国民協議会のイニシアチブによって進められた。国会は1967年2月に，大統領の「ナワクサラ演説補足」演説を拒否する覚書と，大統領解任のために特別会議を開くよう暫定国民協議会に勧告する決議(「1967年2月9日ゴトン・ロヨン国会決議及び覚書」 Resolusi Beserta Memorandum DPR-GR Tanggal 9 Februari 1967) を採択したが，この決議案はサイフ国会議長自らが彼に近いナフダトゥル・ウラマー幹部の2議員に指示して国会に提出させたものであった。国会の審議でスカルノ大統領の地位を維持する内容の対抗案が国民党から出されたが，サイフ議長はナフダトゥル・ウラマー案を強く支持し，採択させた [Sjaichu 1991, 51-61]。ナスティオン暫定国民協議会議長は国会の覚書が採択されるとすぐに指導部と常任委員会から成る会議を招集して特別会議の開催を決定する [Nasution 1988, 136-137]。特別会議開催の数日前にナスティオンはスハルトの訪問を受け，4軍の司令官はスカルノの大統領としての地位は維持したい意向であると告げられたが，スカルノの解任を求める国会と学生団体が反発することを恐れ，大統領解任は止むを得ないとスハルトに説明したという [Nasution 1988, 162-163]。国軍内に残る親スカルノ系将校の意向に配慮しなければならなかったスハルトに対して，国会と暫定国民協

議会はスカルノ解任を積極的に進める立場にあった。

(注18)この覚書は、「スカルノ大統領の責任と指導性、及び暫定国民協議会特別会議に関するゴトン・ロヨン国会の覚書」(Memorandum Dewan Perwakilan Rakjat-Gotong Rojong Mengenai Pertanggungjawaban Djawab Dan Kepemimpinan Presiden Sukarno Dan Persidangan Istimewa MPRS)である[日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 559-571]

(注19)この決議は、「暫定国民協議会の規定に関する暫定国民協議会決議1966年第1号」(Keputusan MPRS No.1/MPRS/1966 Tentang Peraturan Tata-Tertib Madjelis Permujawaratan Rakjat Sementara)である[MPRS 1972e, 114-129]

(注20)常任委員会委員の人数は議員数の増加に合わせて増え、1966年6月時点では53人だったが、67年3月には70人、68年3月には78人、68年5月には88人となった[Pimpinan MPRS 1972, 384-391]

(注21)インドネシアのムスリムがシャリーアを遵守することを憲法で義務づけるか否かをめぐるジャカルタ憲章問題は、インドネシアが独立した1945年から現在に至るまで大きな争点となってきた。スハルト体制初期におけるジャカルタ憲章問題およびムスリムとキリスト教徒の宗教対立をめぐる議論については、拙稿「軍部とイスラーム インドネシア・スハルト体制初期のジャカルタ憲章をめぐる政治過程」(富士ゼロックス小林節太郎記念基金研究助成論文, 2004年)を参照。

(注22)この覚書の名称は、「インドネシア共和国の法源、法令の序列、及び権力機構の図式に関するゴトン・ロヨン国会の覚書」(Memorandum DPR-GR Mengenai Sumber-Tertib Hukum R.I. Dan Tata Urutan Perundangan R.I. Dan Schema Susunan Kekuasaan Didalam Negara Republik Indonesia)である[Sutjipto 1966(II), 99-109]。この国会の覚書は、「インドネシア共和国の法源、法令の序列、及び権力機構の図式に関するゴトン・ロヨン国会の覚書に関する暫定国民協議会決定1966年第20号」(Ketetapan MPRS No.XX/MPRS/1966 Tentang Memorandum DPR-GR Mengenai Sumber-Tertib Hukum R.I. Dan Tata Urutan Perundangan R.I. Dan Schema Susunan

Kekuasaan Didalam Negara Republik Indonesia)で暫定国民協議会決定となった[Sutjipto 1966(1), 92-94]

(注23)ナフダトゥル・ウラマーでは宗教大臣のサイフディン・ズフリ(Saifuddin Zuhri)やモハマド・ダフラン(Mohammad Dahlan)、国会議長のアフマド・サイフが、またムハマディヤのアフマド・バダウィ(Ahmad Badawi)もこのような解釈を示していた[*Duta Masjarakat*, 16 April 1966; *Kiblat*, Djuli ke-II 1968, 16-17; Sjaichu 1991, 34-35; *Mertju Suar*, 18 April 1966]。しかしジャカルタ憲章が具体的にどのような法的効力を持つのかについては、議論されていたわけではなかった。

(注24)きっかけは、アメリカの日刊紙 *Christian Science Monitor* (5 April 1967) がインドネシアで9月30日事件以来25万人がキリスト教徒に改宗したと報じたことであった。この記事はナフダトゥル・ウラマー系日刊紙で報道され[*Duta Masjarakat*, 13 Djuni 1967]、大きな反発を引き起こした。イスラーム雑誌 *Kiblat* やムハマディヤ系日刊紙 *Mertju Suar* も海外のキリスト教系援助組織やその宣教活動について繰り返し詳細に報じた。

(注25)1967年10月1日に起こったこのマカッサル事件のきっかけは、キリスト教徒の教師がムスリムの生徒を前にイスラームを中傷したことであった。

(注26)宗教間融和会議で争点となったのは、ある宗教の信者に対して別の宗教を布教することの是非であった。ムスリム側は改宗を禁じる立場から反対したが、キリスト教徒側は宗教選択と改宗の自由に対するいかなる制限も憲法29条の定める信仰の自由に反すると主張した[*Kiblat*, Des. Ke-II 1967, 5-12, 38, 44-49]

(注27)1967年5月の委員会合会で、インドネシア・イスラーム同盟党(Partai Serikat Islam Indonesia: PSII)のアルジ・カルタウィナタが国策大綱前文でジャカルタ憲章に言及することを要求した[MPRS 1972e, 205]。カトリック党(Partai Katholik)のハリール・チャン・シララヒ(Harry Tjan Silalahi)は、国策大綱はイデオロギー・ドクトリンではないのだから、純粋に政策プログラムとして定めるべきであると主張したが[MPRS 1972e, 160-161]、ジャカルタ憲章に関

する文言は前文に挿入された。

(注28) 地方代表会派のムスリム・イルヤス (Muslim Iijas), イスラーム会派でイスラーム教育連合 (Persatuan Tarbiyah Islamijah: Perti) のクアシニ・サビルが特に反対した [MPRS 1972d, 395, 441]。改宗の自由以外に人権憲章の委員会審議で争点となったのは、婚姻関係における男女同権と家族関係における夫婦同権に関する条項であった。イスラーム会派議員およびゴルカルのイスラーム系議員が、イスラームの教義では夫と妻の役割は異なり、男性または夫が女性または妻を指導すると定められているため、男女はまったく同権であるとは言えないと主張し、この条項に「宗教的規範に留意しつつ」という文言が挿入された [MPRS 1972d, 403-404, 468]。

(注29) 2002年2月13日にジャカルタの国際戦略問題研究所 (CSIS) にて行ったハリー・チャン・シララヒとのインタビューより。彼はキリスト教会派の常任委員会委員として人権憲章起草委員会の審議に参加した。キリスト教会派の一貫した要求は、世界人権宣言と市民的および政治的権利に関する国際規約に基づいて人権憲章を起草すべきであり、少なくとも世界人権宣言の内容はすべて盛り込まれなくてはならないというものであった [MPRS 1972d, 524]。しかし世界人権宣言、国際人権規約とともに「宗教を選択する自由」を定めていたために、イスラーム会派および他会派のイスラーム系議員は反対した。シララヒは、「不十分な人権憲章をつくるぐらいなら無い方がましだというのが当時の考えだった」と述べている。

(注30) 「ケプルチャヤアン」 (Kepercayaan) については、福島真人の論文に詳しい [福島 1991: 97-210]。

(注31) ゴルカル会派のドモプラノト (Domopranoto) 警察准将、イスラーム会派のゼン・ムハマド・スルヨプラノト (Zen Muhammad Soerjopranoto), 民族主義会派で独立擁護同盟 (Ikatan Pendukung Kemerdekaan Indonesia: IPKI) のパレンレンギ・タンリ (Parenrengi Tanri) が修正を要求した [MPRS 1972d, 403, 421, 518]。

(注32) 1968年当時ナスティオンの個人スタッフで常任委員会委員であったムアミル・エフェンディは、

78年に国軍幹部に宛てて書いた大統領任期の制限を要請する手紙の中で、彼自身が66年から67年にかけて地方公聴会のチームに参加し、各地で有識者と話し合い、大統領の任期を2期に制限すべきだという助言を多く得たと説明した [Nasution 1988, 296-298]。ナスティオンも回想録の中で「我々の多くが大統領の任期を2期に制限しようと望んでいた」と述べている [Nasution 1989, 12]。暫定国民協議会副議長の1人であったマスフディモ、筆者とのインタビュー (2002年2月27日、バンドゥンの自宅にて) で、暫定国民協議会指導部は大統領2期制で一致していたと述べている。

(注33) 地位の高い将校が自らの個人スタッフを持つのは通常のことであったが、スハルトはそれを政治の世界に持ち込み、スハルト個人の「私」の将校たちが国家権力の頂点で「公」の政治を切り盛りするシステムが恒常化した。これらの個人スタッフは権力の逸脱と乱用を象徴するものとして批判を浴びた。

(注34) 国軍は国防・治安機能だけではなく、社会・政治機能も担うべきであるというドクトリン。スハルト体制下ではこの考えに基づいて、軍人が国会議員、官僚、地方自治体の長、大使などの政務職に就いた。

(注35) 1966年の法律第10号 (注12参照) が国会再編の法的根拠となった。この法律の第4条第4項は、暫定国民協議会の議員は社会の発展に伴い増員することができる (議員の増員)、また第13条および第15条では、議員の交代はその議員が所属する政党、団体、地方議会への要請や同意に基づいて行われ、暫定国民協議会および国会の指導部を通じて大統領が承認すると定められていた (議員の任免) [日本国際問題研究所・インドネシア部会 1973, 526-528]。再編について政府側と協議を行ったサイフ国会議長と各会派の代表者は、再編は各政党の議員数を減らすものではないという説明に納得し、交代議員のリストづくりを政府側に一任した。サイフ議長は、再編前の協議で再編が政党の損になることはない (スハルトが保証したために国会の再編に同意した) と回想録の中で説明している。議員の交代を政府に一任したことをナスティオン暫定国民協議会議長や各党から非難された [Nasution 1989, 26-27]。サイフは、再編の結果に対して直接スハルトに不満を伝えたところ、逆にスハルトから厳

しく叱責されたという [Sjaichu 1991, 68-69]

(注36) 解任されたインドネシア・イスラーム同盟党のアンワル・チョクロアミノト (Anwar Tjokroaminoto) 総裁は、総選挙が延期されたにもかかわらず、政府が国会の再編を行うのはおかしいと強い怒りを表明した [*Berita Yudha* 13 Feb.1968]。国民党のフセイン・カルタサスマタやゴルカル会派のスピアディナタ (Subiadinata) は解任されることを知らなかったという [Nasution 1989, 22-23]。ゴルカル会派のダフラン・ラヌウィハルジョは再編の1週間前にアリ・ムルトボから直接解任について警告を受けていた [Saidi 1995, 39-40]。ナスティオンは、大統領代行の個人スタッフとカトリック系政治家が解任・交代議員の名簿づくりに関わっていたと指摘する [Nasution 1989, 21]

(注37) ゴルカルを「純化」して、新しく「開発職能会派」(Fraksi Karya Pembangunan) をつくるというアイデアを提起したのはアリ・ムルトボであった [DPP Golkar 1973, 70]。この国会再編までゴルカル会派には国民党系農民代表やナフダトゥル・ウラマー系ウラマー代表など政党に近い議員が多数含まれていた。ゴルカル会派が国軍に支配されないよう「政党に近い議員」を入れたのはスカルノだった [Reeve 1985, 277]。1966年5月時点でゴルカル会派133議席中この議員は77人もいた [Sekretariat DPR-GR 1970, 316-318]。西原正は、(政党の議員に対して) ゴルカル議員の全議席に占める割合は1966年の54.9%から1968年の40.4%に下がったと指摘したが [Nishihara 1972, 7-8]、ゴルカル会派から「政党に近い議員」を除いた「非政党系ゴルカル議員」(国軍系議員を含む) で計算すると、1966年の23.1%から1968年の40.4%に増加している。再編後に民族主義会派は93議席、イスラーム会派は122議席、キリスト教会派は32議席、国軍会派は75議席、ゴルカル会派は92議席となった(全414議席)。解任・交代・増員された議員の名前と数については、Sekretariat DPR-GR (1970, 666-669, 683-696)、*Angkatan Bersendjata* (12 Feb. 1968) を参照。

(注38) 暫定国民協議会の全議席数は828議席となり、うち国会議員が414議席、地方代表会派が117議席、残

りは国軍131議席、ゴルカル74議席、政党92議席であった [梅澤 1992, 51-52]。国会のゴルカル・国軍会派議員の数は167議席であり、任命枠の131議席(国軍)と74議席(ゴルカル)を合わせると、372議席となり、全議席の44.93%を占めることになった。

(注39) 78人の常任委員のうち17人が交代した。

(注40) アルジは国策大綱案前文でジャカルタ憲章に言及するよう主張し [MPRS 1972e, 205, 283-293]、クアシニは国策大綱案で宗教選択の自由の削除を求めている [MPRS 1972d, 441]。ラヌウィハルジョは人権憲章案の審議で、イスラームの教義に合致しないとして男女同権の条項に反対している [MPRS 1972d, 468]。常任委員会委員以外でも、イスラーム学生協会 (Himpunan Mahasiswa Islam: HMI) 所属のゴルカル会派議員や、同じくゴルカル会派のユスフ・ウィビソノ (Jusuf Wibisono)、アリ・アクバル (Ali Akbar) からイスラーム的な立場から発言を行っていた議員、ナスティオンに近くイスラーム雑誌 *Gema Islam* の編集者であったイサ・イドリス (Isa Idris) 大佐らが解任された [*Angkatan Bersendjata*, 12 Feb.1968]

(注41) 文書の編纂に関わった多くの関係者が捜索を受け、尋問された。1998年にスハルト政権が崩壊すると、国民協議会書記局は文書を探し集めたが、完全には残っていないという。治安当局による指導部報告書と活動記録文書の没収については、雑誌 *Tempo* (28 Juli 2002, 63-77) が特集記事で扱っている。

[参考文献リスト]

- 日本語文献
- 梅澤達雄 1992. 『スハルト体制の構造と変容』研究双書 421 アジア経済研究所.
- 川村晃一 2002. 「1945年憲法の政治学 民主化の政治制度に対するインパクト」佐藤百合編『民主化時代のインドネシア 政治経済変動と制度改革』研究双書525 日本貿易振興会アジア経済研究所 33-97.
- 作本直行 2003. 「インドネシアの民主化過程と憲法制度」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法 フィリピン・タイ・インドネシアの比較』日本

- 貿易振興会アジア経済研究所 69-96.
- 日本インドネシア協会訳編 1965. 『スカルノ大統領演説集 インドネシア革命の歩み』.
- 日本国際問題研究所・インドネシア部会編(播里枝監修) 1973. 『インドネシア資料集(下)1959-1967年』.
- 福島真人 1991. 『信仰』の誕生 インドネシアに於けるマイナー宗教の闘争』 『東洋文化研究所紀要』(113)97-210.
- 英語・インドネシア語文献
- Crouch, Harold 1978. *The Army and Politics in Indonesia*. Ithaca : Cornell University Press.
- DPP Golkar 1973. *Sejarah Pertumbuhan Golongan Karya: Laporan Pertanggungjawaban Dewan Pimpinan Pusat Golkar Kepada Musyawarah Nasional I Golkar 1973 Di Surabaya*.
- Feillard, Andrée 1999. *NU Vis-à-vis Negara: Pencarian Isi, Bentuk dan Makna* [NU 対国家: 実体, 形態, 意義の追求]. Yogyakarta : LKiS. (原著 Feillard, Andrée 1995. *Islam et armée dans l'Indonésie contemporaine: les pionniers de la tradition*. Paris : L Harmattan).
- Feith, Herbert 1968. "Suharto's Search for a Political Format." *Indonesia* 6 (October): 88-105.
- Liddle, William 1973. "Modernizing Indonesian Politics." In *Political Participation in Modern Indonesia*. ed. William Liddle, 177-206. New Haven : Yale University Southeast Asia Studies.
- Mas'ud, Mohtar 1989. *Ekonomi dan Struktur Politik Orde Baru 1966-1971* [1966-1971年における新秩序の政治経済構造]. Jakarta : LP3ES.
- Nasution, Abdul Haris 1988. *Memenuhi Panggilan Tugas. Jilid 7: Masa Konsolidasi Orde Baru* [天務を全うする(アブドゥル・ハリス・ナスティオン回想録)第7巻: 新秩序確立期] Jakarta : CV Haji Masagung.
1989. *Memenuhi Panggilan Tugas. Jilid 8: Masa Pemancangan Orde Pembangunan* [天務を全うする(アブドゥル・ハリス・ナスティオン回想録)第8巻: 開発秩序安定期]. Jakarta : CV Haji Masagung.
- Nishihara, Masashi 1972. *Golkar and the Indonesian Elections of 1971*. Ithaca : Cornell University, Modern Indonesia Project.
- Notosusanto, Nugroho, ed. 1985. *Tercapainya Konsensus Nasional 1966-1969* [1966-1969年における国民的合意の実現]. Jakarta : Balai Pustaka.
- Reeve, David 1985. *Golkar of Indonesia: An Alternative to the Party System*. Singapore : Oxford University Press.
- Saidi, Ridwan ed. 1995. *Biografi, Pemikiran, dan Perjuangan A. Dahlan Ranuwihardjo* [ダフラン・ラヌウィハルジョの伝記・思想・闘争]. Jakarta : Lembaga Studi Informasi Pembangunan.
- Samson, Allan 1968. "Islam in Indonesian Politics." *Asian Survey* 8 (13)(December): 1001-1017.
- 1971-2. "Army and Islam in Indonesia." *Pacific Affairs* 44 (4)(Winter): 545-565.
- Sjaichu, Achmad 1991. *Kembali ke Pesantren: Kenangan 70 Tahun K. H. Achmad Sjaichu* [プサントレンに戻って: KH アフマド・サイフ70歳回顧録]. Jakarta : Yayasan Islam Al Hamidiyah.
- Sutjipto, S. H. 1966. *ABRI Pengemban Suara Hati Nurani Rakyat: Keputusan-keputusan / Ketetapan Sidang Umum Ke-IV Majelis Permusyawaratan Rakyat Sementara* [国軍は人民の良心の声の守り手である: 暫定国民協議会第4回総会諸決定・決議]. I and II, Djakarta : Matoa.
- Ward, Ken 1970. *The Foundation of the Partai Muslimin Indonesia*. Ithaca : Cornell University, Modern Indonesia Project.
- Yusuf, Ramli 2002. *Dedikasi tanpa Batas, 70 Tahun Hj. Aisyah Aminy S. H.* [限りなき献身: Hj アイシャ・アミニ70歳回顧録]. Jakarta : Lembaga Studi Pembangunan Indonesia.
- 議会資料
- MPRS [暫定国民協議会] 1972a. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid I-A (69)* [暫定国民協議会第5回総会第69巻].

1972b. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid II-A (70) : Risalah Rapat-rapat Pleno (Pemandangan Umum Para Anggota MPRS)*[暫定国民協議会第5回総会第70巻：全体会議議事録(暫定国民協議会議員による代表質問)] .

1972c. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid II-B (71) : Risalah Rapat-rapat Pleno (Pemandangan Umum Para Anggota MPRS-Landjutan)*[暫定国民協議会第5回総会第71巻：全体会議議事録(暫定国民協議会議員による代表質問続き)]

1972d. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid V-A (74) : Kegiatan Pimpinan dan Badan Kelengkapan MPRS Sebelum Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968 (Musjawarah Badan Pekerdja MPRS Ke-IV)*[暫定国民協議会第5回総会第74巻：第5回総会前の指導部・委員会活動(第4回暫定国民協議会常任委員会全体会合)] .

1972e. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid V-F (79): Kegiatan Pimpinan dan Badan Kelengkapan MPRS Sebelum Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968 (Kegiatan Panitia Kerdja Penjusun Naskah Persiapan Haluan Negara)*[暫定国民協議会第5回総会第79巻：第5回総会前の指導部・委員会活動(国策大綱起草委員会の活動)]

1972f. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid V-G (80)* [暫定国民協議会第5回総会第

80巻].

1972g. *Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968. Djilid V-L (85): Kegiatan Pimpinan dan Badan Kelengkapan MPRS Sebelum dan Sesudah Sidang Umum MPRS Kelima Tahun 1968 (Kumpulan Keputusan-keputusan Pimpinan MPRS)*[暫定国民協議会第5回総会第85巻：第5回総会前後の指導部・委員会活動(暫定国民協議会指導部諸決議)]

Pimpinan MPRS [暫定国民協議会指導部] 1972. *Laporan Pimpinan MPRS Tahun 1966-1972* [1966-1972年暫定国民協議会指導部報告書] (Reproduksi Sekretariat Jenderal MPR Tahun 2000)

Sekretariat DPR-GR [ゴトン・ロヨン国会書記局] 1970. *Seperempat Abad Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia* [インドネシア共和国国会の25年]

[付記]

本稿は、富士ゼロックス小林節太郎記念基金小林フェローシップ1999年度研究助成及び、松下国際財団2000年度(前期)研究助成に基づく調査研究の成果である。ここに記して感謝の念を申し上げる。

(東京大学総合文化研究科国際社会科学博士課程単位取得退学, 2004年3月16日受付, 2004年5月19日レフェリーの審査を経て掲載決定)